

互助会加入事業主 様

島根県民間社会福祉事業従事者互助会事務局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症により宿泊施設等で療養した場合の
「傷病見舞金」の取り扱いについて

本会事業の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、宿泊施設等で療養した場合の傷病見舞金の取扱いを下記のとおりとしますのでお知らせいたします。

記

1 傷病見舞金の給付対象

新型コロナウイルス感染症との診断に基づき、指定の宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養した場合は、「入院」として取扱い、傷病見舞金の給付対象とします。

ただし、濃厚接触者（陰性）の自宅待機は対象としません。

2 給付要件（対象者・療養期間等）

通常の傷病見舞金に準じます。

3 提出書類

①一般給付金請求書（様式第8号）

※以下の通り読み替えてご使用ください。

入院医療機関：宿泊療養施設名または自宅

入院期間：療養期間

②保健所等の発行する証明書等

4 本件に関する問い合わせ先

島根県民間社会福祉事業従事者互助会 担当：今田

（島根県社会福祉協議会 総務企画部総務経理係）

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3

TEL:0852-32-5970 FAX:0852-32-5973

E-mail : gojokai@fukushi-shimane.or.jp

※新型コロナウイルス感染症による「入院」「宿泊施設における療養」「自宅療養」に係る請求は、通常の傷病見舞金と同様「退院後（療養期間終了後）2年以内」です。